

資料 1

令和7年3月17日

第6回男女共同参画推進会議・  
女性活躍推進協議会

第1次

# 豊島区 困難女性支援基本計画(案)



令和7年3月  
豊島区





## 第一次豊島区困難女性支援基本計画の策定にあたって

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和6年（2024年）4月に施行されました。

女性は、女性であることにより、DV被害や性暴力や性的搾取等の被害に遭遇しやすい状況にあり、また、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在します。そして、女性は、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的・経済的困難に直面することが多くあります。

これまで、様々な困難な問題を抱える女性への支援は、昭和31年（1956）年に制定された売春防止法による「保護更生」を目的とした「婦人保護」を根拠としていましたが、実に66年ぶりに女性支援の理念が大きく転換され、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「ジェンダー平等」を掲げる新しい法律が誕生したのです。

本区は令和3年（2021年）1月、コロナ禍で顕在化してきた“生きづらさを抱える若年女性”を、確かな支援につなげるため、「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げました。私をリーダーとして、全庁横断的な体制を取り、また、民間支援団体等との連携・協働を積極的に行いながら、若年女性に寄り添い、つながる・つなげる支援を他自治体に先駆けて行ってまいりました。

このたび、様々な困難な問題を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しながら、一人ひとりが置かれている状況に応じた支援を行っていくため、「すずらんスマイルプロジェクト」の取り組みを活かした本区ならではの支援施策を定めた「豊島区困難女性支援基本計画」を策定いたしました。

本計画を策定する令和7年（2025年）は、女性参政権が行使され80年、国連による国際女性デーの提唱から50年、女性活躍推進法の成立から10年となるなど、まさに、ジェンダー平等の実現に向けた節目の年と言えます。その節目の年、本区は区政運営の最高指針となる「豊島区基本構想」「豊島区基本計画」を新たに策定しました。この新しい「基本構想・基本計画」において、3つの理念を掲げています。そのうちの1つ「誰もがいつでも主役」の中では、女性が力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、ジェンダー平等の実現やすべての女性のエンパワメントを推進していくことを定めております。支援が必要な女性とその困難な状況と問題に気づき、自己がかけがえのない存在であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成を図っていくことは大変重要なことと認識しております。

本計画のもと、困難な問題を抱える女性に寄り添い、当事者の意思を尊重しつつ、つながり支えることで、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。

計画の策定に当たっては、豊島区男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、民間支援団体や関係機関、区民の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

すべての女性が未来に希望を持ち、自分の人生を自分らしく歩める社会を実現するために全力を尽くしてまいります。皆様のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

令和7年3月

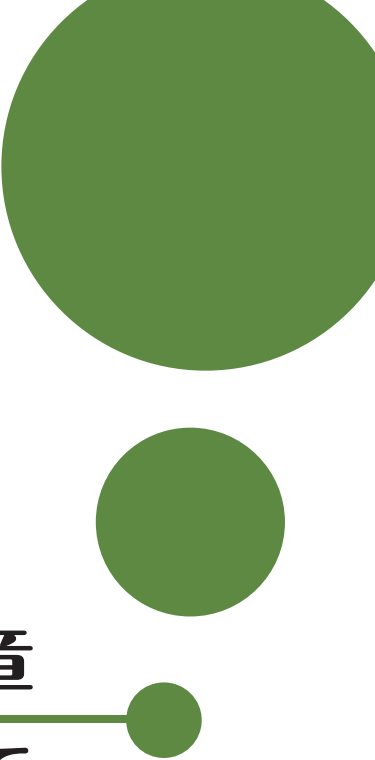


豊島区長 高際みゆき

# 目 次

---

|                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>             | <b>1</b>      |
| 1 基本的な考え方                         | 2             |
| (1) 策定の趣旨                         | 2             |
| (2) 基本理念                          | 2             |
| (3) 支援対象者                         | 3             |
| 2 計画の性格                           | 4             |
| 3 計画の期間                           | 5             |
| 4 計画の体系図（目標と施策の方向、施策）             | 6             |
| <br><b>第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状</b> | <br><b>7</b>  |
| 1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況              | 8             |
| 2 関係機関・民間団体への調査結果                 | 20            |
| <br><b>第3章 計画の内容</b>              | <br><b>29</b> |
| 1 早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供         | 30            |
| 2 様々な困難を抱える女性への支援の推進              | 34            |
| 3 多様な主体による支援体制整備                  | 40            |
| <br><b>第4章 計画の推進</b>              | <br><b>45</b> |
| 1 計画の推進体制                         | 46            |
| 2 評価・進捗管理                         | 46            |
| <br><b>参考資料</b>                   | <br><b>47</b> |
| 1 用語解説                            | 48            |
| 2 男女共同参画推進会議委員名簿                  | 50            |
| 3 計画策定にあたって開催した会議の開催経過            | 51            |
| 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律           | 53            |



# 第1章

---

## 計画の策定にあたって

# 1 基本的な考え方

## (1) 策定の趣旨

人権尊重やジェンダー（P48）平等社会の実現を図るため法や制度の整備が進められてきた現在においても、なお、社会構造にも由来して、女性であることにより、日常生活や社会生活を営む上で、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などさまざまな事情から、困難な問題に直面する女性は少なくありません。

こうした女性に対する支援の実施のため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「法」という。）（令和4年法律第52号）」が制定され、令和6年4月に施行されました。

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、旧売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく婦人保護に関する施策が中心で、「売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の「保護更生」を目的とするものでした。

法は、「女性の福祉の増進」、「人権の尊重や擁護」、「ジェンダー平等」を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすることが明示されました。

令和5年3月、法第7条第1項に基づき定められた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」が公示されました。この基本方針が、都道府県や区市町村が困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を策定する際の指針となります。

豊島区は、これまでも、コロナ禍により若年女性の孤立や貧困などの課題が顕在化したことを受け、生きづらさを抱える若年女性の現状を把握し、各行政分野が連携しながら、スピード感をもって対策を検討していくため、令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、支援につなげる取組を進めていました。

また、令和5年10月には法第15条に基づく「支援調整会議」を先行し、若年女性版の試行モデルとして、全国に先駆けて「すずらん・ネット会議」を立ち上げ、若年女性支援に係る12の民間団体と協議・意見交換を実施し、顔の見える関係づくりを進めてきました。

このような背景のもと、困難な問題を抱える女性の早期把握から自立までの切れ目のない支援、多様化・複雑化する課題への対応、多様な主体による支援体制の整備などを総合的かつ体系的に推進するために、「豊島区困難女性支援基本計画」を策定しました。

## (2) 基本理念

本計画は、「(3) 支援対象者」にある通り、「様々な要因で生きづらさを抱える女性」を対象とし、支援を進めるための施策を掲げています。これらの施策を着実に実施していくことは、女性に限らず、すべての人に対する支援のあり方、体制整備など区のあらゆる施策につながるため、性別等にかかわらず、すべての人がその人権を尊重され、福祉が増進される誰一人取り残さないまちの実現に寄与するものです。

人権擁護とジェンダー平等の理念のもと、行政及び関係機関、民間団体等の協働により、困難な問題を抱える方がその意思を尊重されつつ、早期から切れ目なく、抱えている問題及

びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる環境を整えることにより、すべての人が安心、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指します。

### (3) 支援対象者

法第2条では、支援対象者となる「困難な問題を抱える女性」を、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）としています。また基本方針では、女性が、女性であることにより、「性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害」に遭遇しやすい状況にあることや、「予期せぬ妊娠等」の女性特有の問題が存在することの他、「不安定な就労状況、経済的困窮、孤立など」の社会経済的困難に陥るおそれがあること等を挙げ、これらの状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者としています。

本計画では、区の施策の及ぶ範囲で、基本方針の例示に基づき、様々な要因で生きづらさを抱える女性（性自認を含む）（P48）を支援の対象とします。

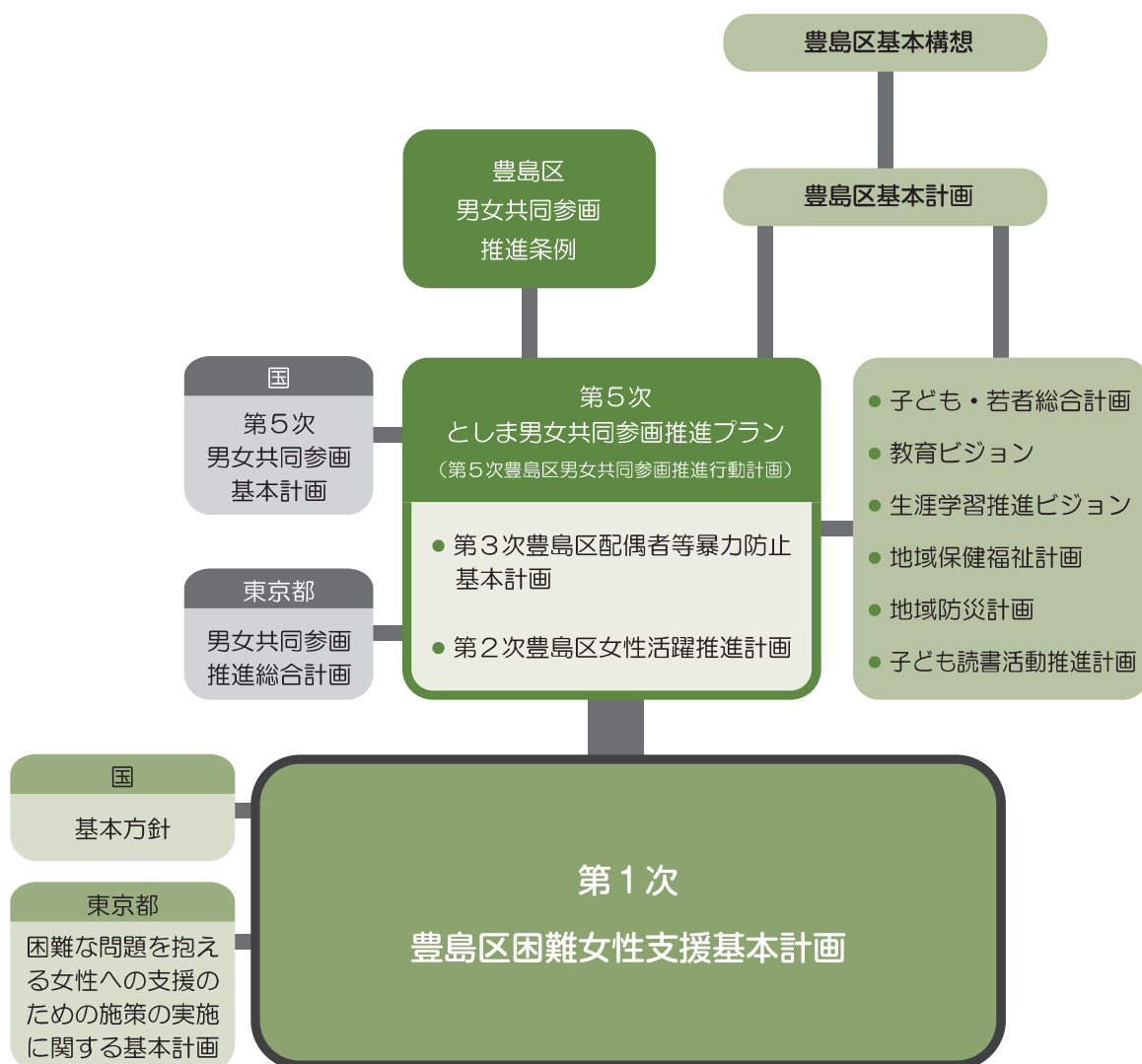
## 2 計画の性格

本計画は、法第8条第3項に基づく、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

同法に基づく、国の基本方針や東京都が策定する計画のほか、令和7年3月に策定する「豊島区基本構想」「豊島区基本計画」の方針を踏まえて策定しています。

本計画は、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～」を将来像に掲げる「としま男女共同参画推進プラン」に関連する計画としての性格も有します。

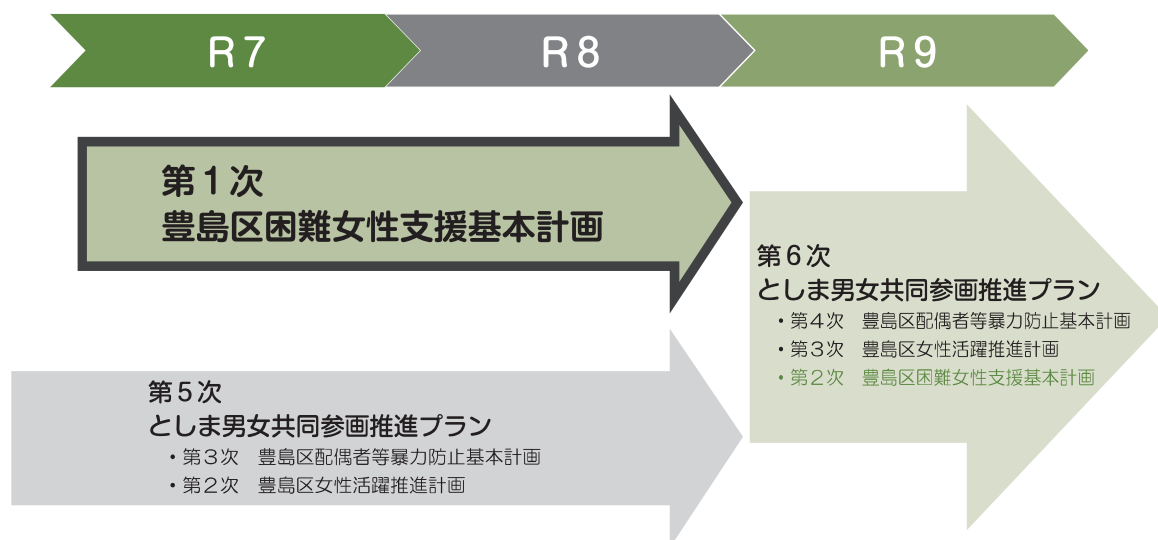
施策の推進にあたっては、「としま男女共同参画推進プラン」や区の関連するその他の計画と連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。



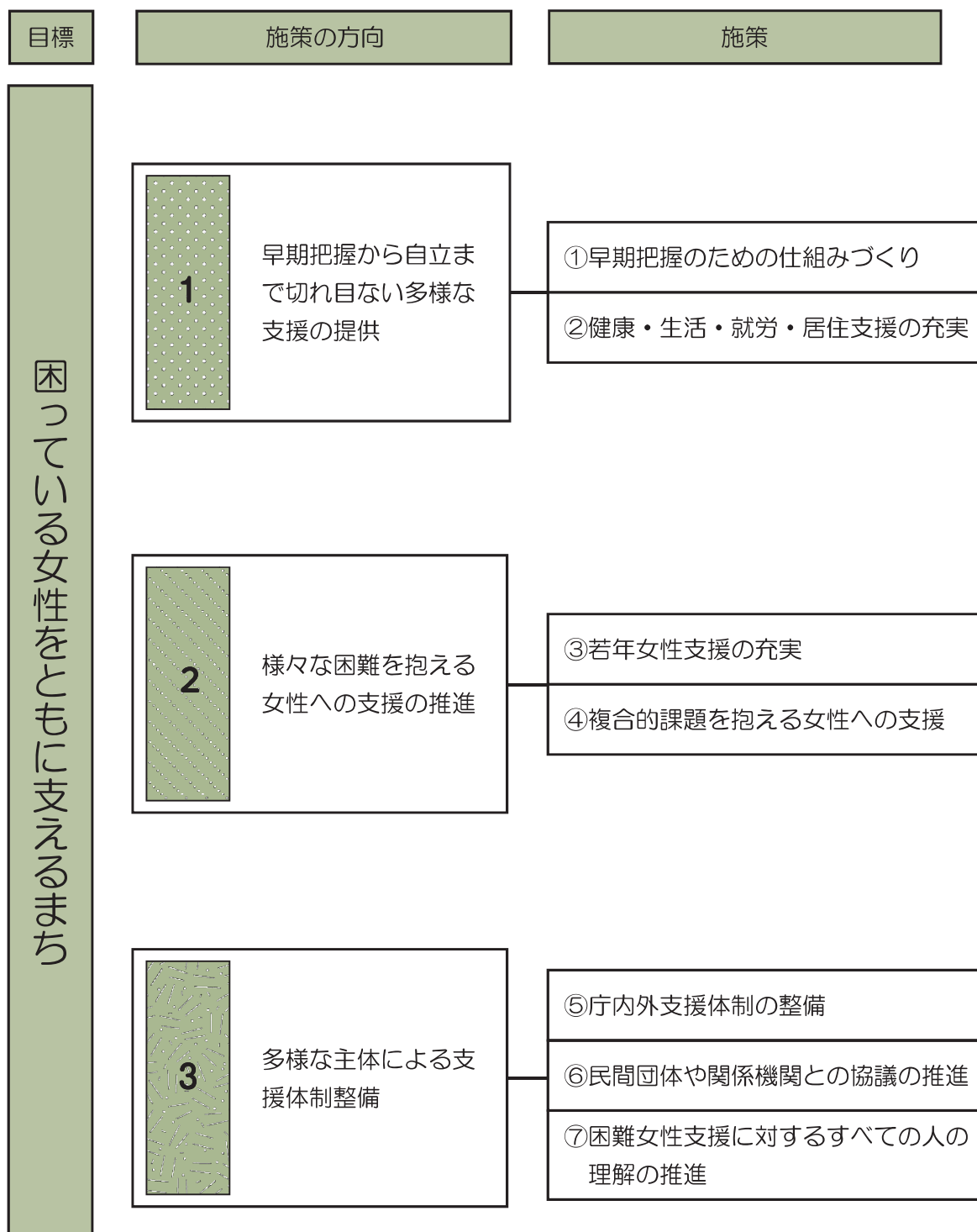
### 3 計画の期間

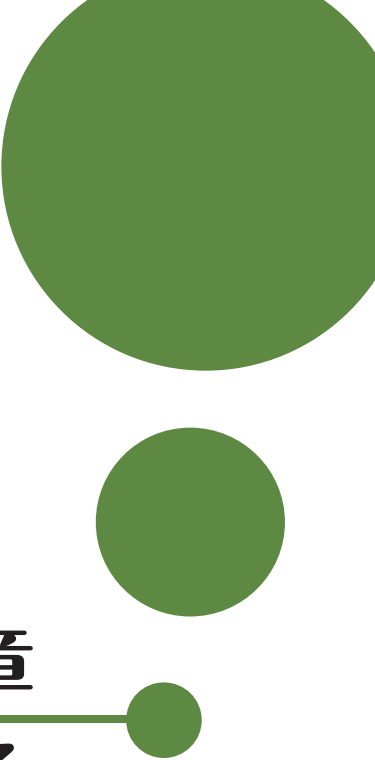
本計画の期間は、本計画の関連計画である「としま男女共同参画推進プラン」の改定時期を考慮し、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

令和9年度以降は、「としま男女共同参画推進プラン」と一体となった計画として策定することを予定しています。



## 4 計画の体系図（目標と施策の方向、施策）





## 第2章

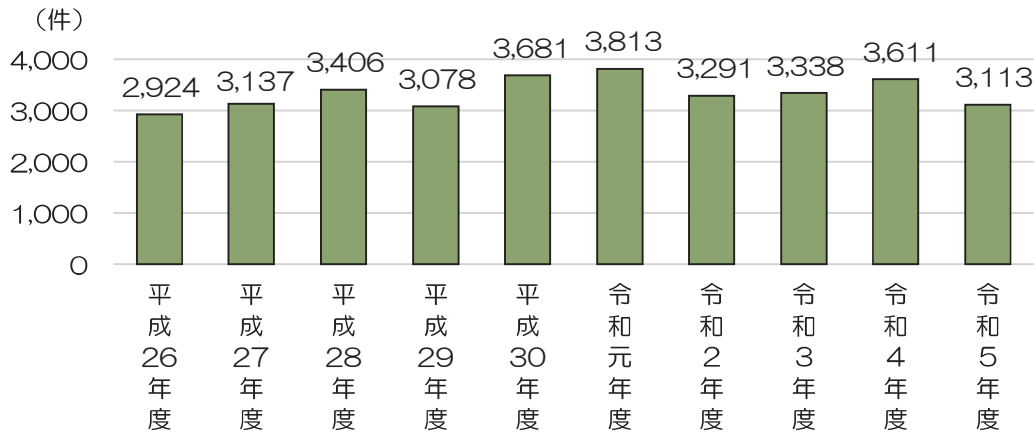
---

# 困難な問題を抱える 女性への支援の現状

# 1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況

## (1) 女性相談の電話及び来所相談件数の推移(豊島区、平成26年度～令和5年度)

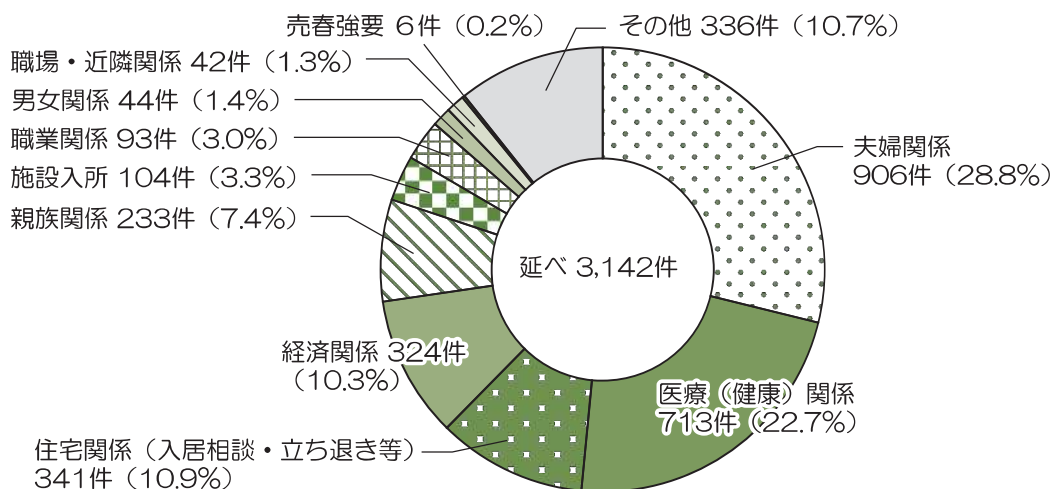
子育て支援課に女性相談支援員（P48）を配置して、妊娠、結婚、夫の暴力、離婚などで悩んでいる女性を対象に必要な、相談、助言、関係機関との連絡などを行っています。令和5年度は、3,113件となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

## (2) 女性相談で受け付けた相談の内容(豊島区、令和5年度)

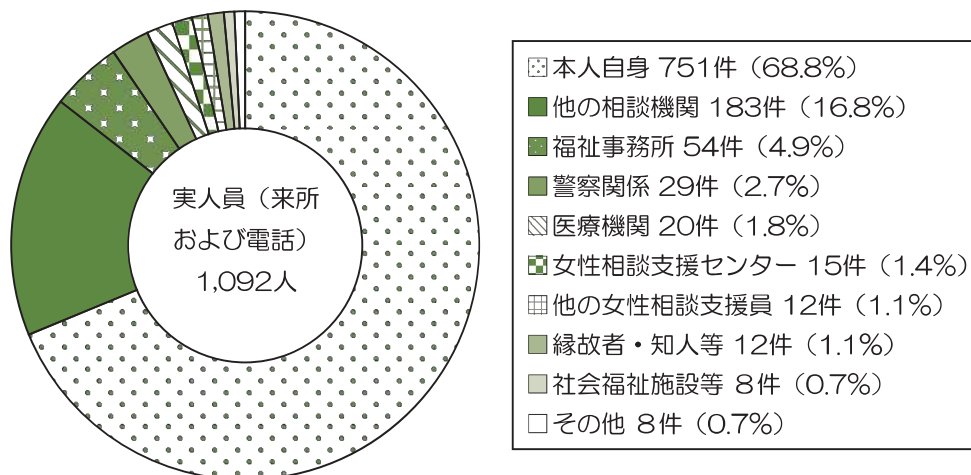
「夫婦関係」が28.8%、医療（健康）関係が22.7%、住宅関係（入居相談・立ち退き等）が10.9%となっています。「その他」には、帰来先なし（浮浪、家出、退院先なし等）、犯罪被害関係などが含まれます。



資料：豊島区子育て支援課調べ

### (3) 女性相談の経路別受付状況(豊島区、令和5年度)

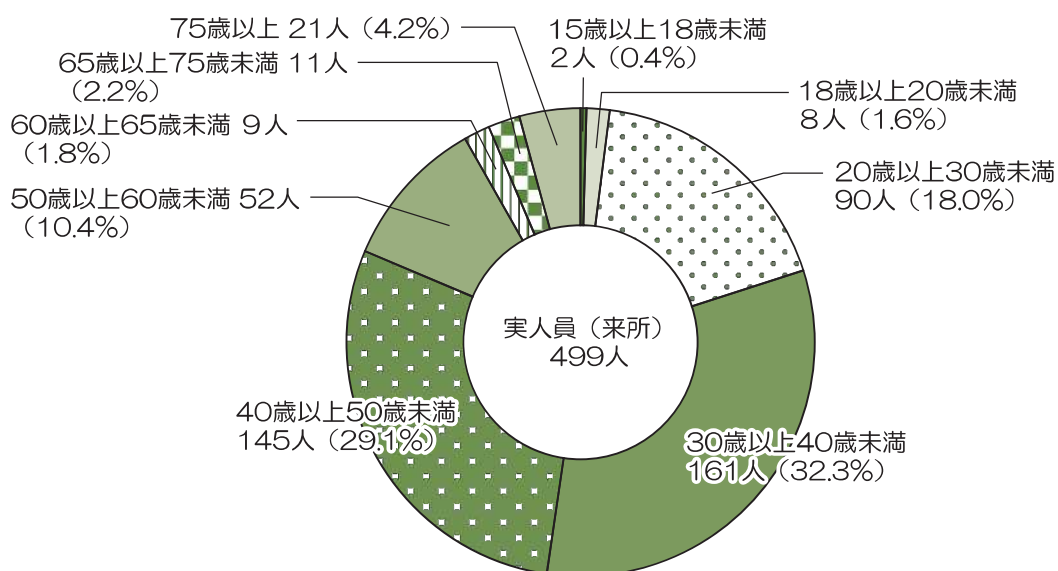
「本人自身」が68.8%、「他の相談機関」が16.8%、「福祉事務所」が4.9%となっています。「その他」には、法務関係、教育関係などが含まれます。



資料：豊島区子育て支援課調べ

### (4) 女性相談の来所者の年代(豊島区、令和5年度)

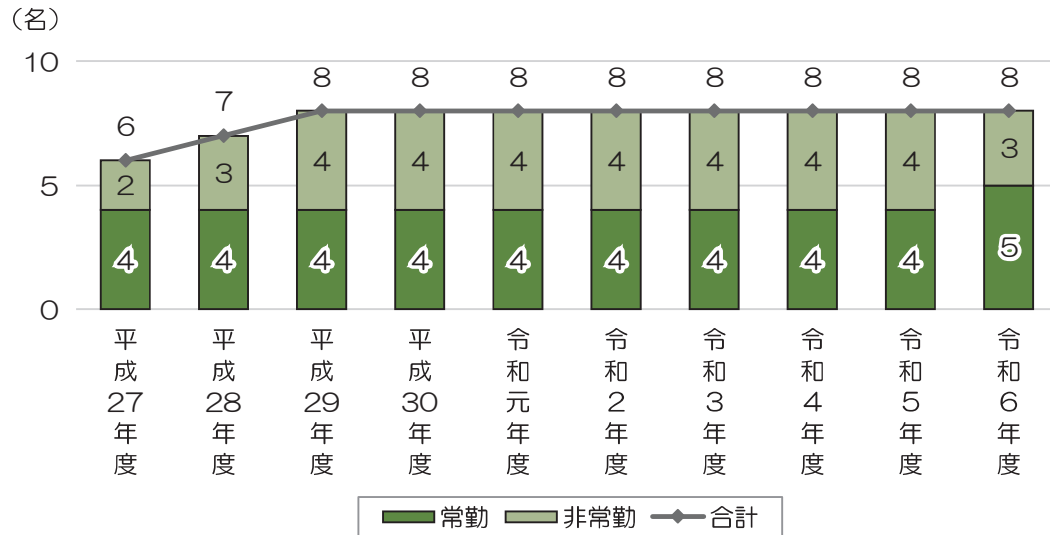
「30歳以上40歳未満」が32.3%と最も多く、次いで「40歳以上50歳未満」が29.1%となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

### (5) 女性相談支援員の人数の推移(豊島区、平成27年度～令和6年度)

令和6年4月1日時点で、女性相談支援員は8名設置されています。そのうち、常勤が5名、非常勤が3名となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

### (6) 女性相談支援員の在職年数(豊島区、令和6年度)

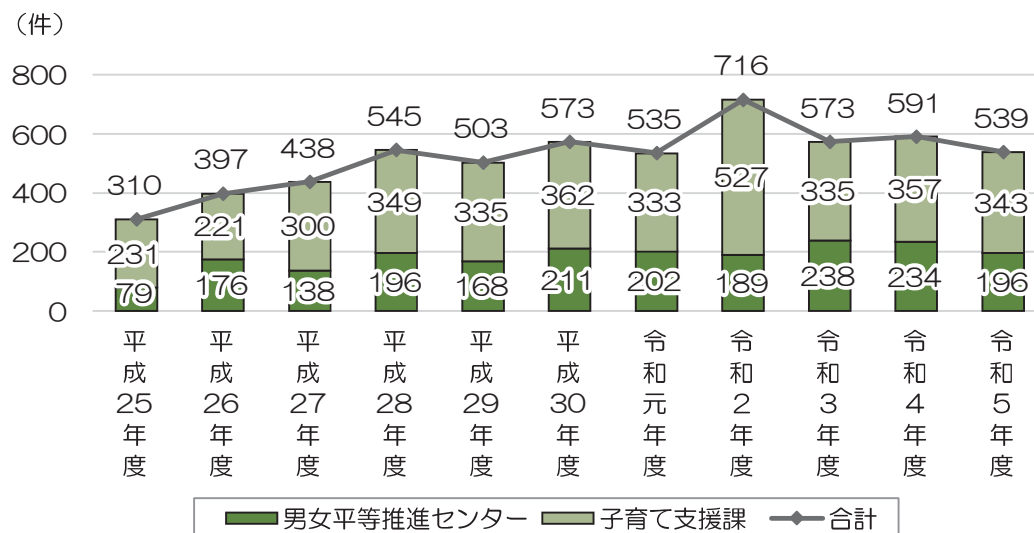
令和6年4月1日時点で、「3年未満」が4名、「3～5年未満」が1名、「5～10年未満」が3名となっています。

|     | 3年未満 | 3～5年未満 | 5～10年未満 | 合 計 |
|-----|------|--------|---------|-----|
| 人 数 | 4名   | 1名     | 3名      | 8名  |

資料：豊島区子育て支援課調べ

### (7) 配偶者等暴力相談件数の推移(豊島区、平成26年度～令和5年度)

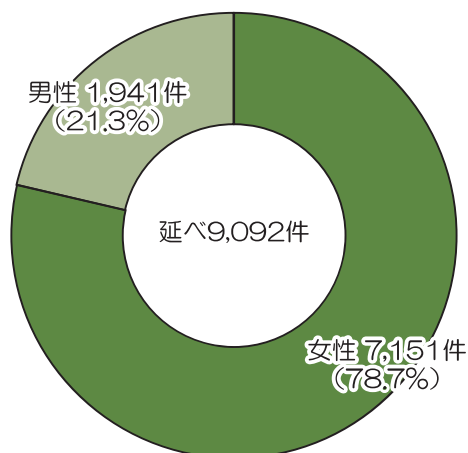
令和5年度は男女平等推進センターが196件、子育て支援課が343件で計539件となっています。



資料：豊島区男女平等推進センター・子育て支援課調べ

### (8) 配偶者からの暴力相談者の男女別割合(東京都、令和5年)

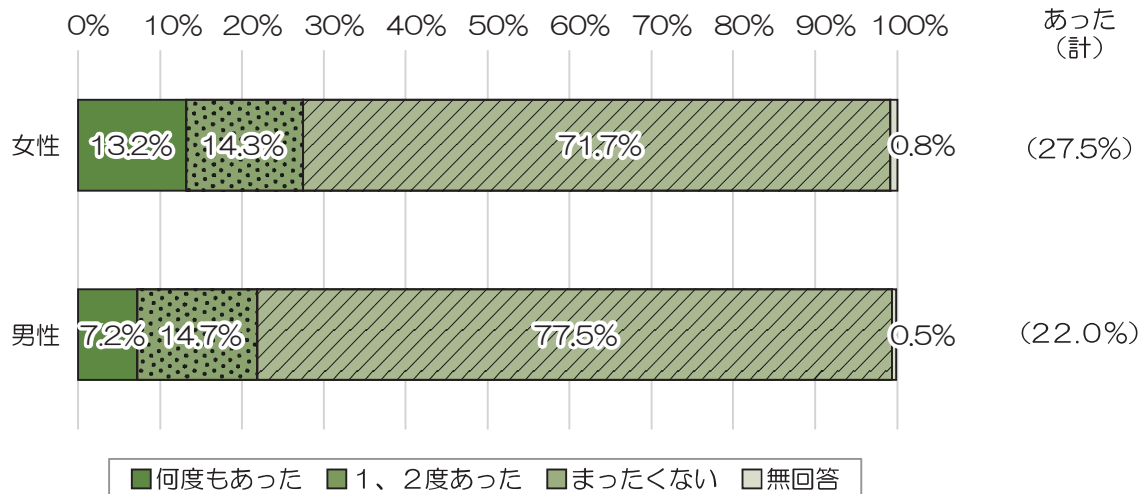
「女性」からの相談件数は78.7%、「男性」からの相談件数は21.3%となっています。



資料：警視庁ホームページ「配偶者からの暴力事案の概況」より

## (9) 配偶者からの被害経験(全国、令和5年度)

結婚したことがある女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から暴力を受けたことがあります、そのうち、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も被害を受けています。

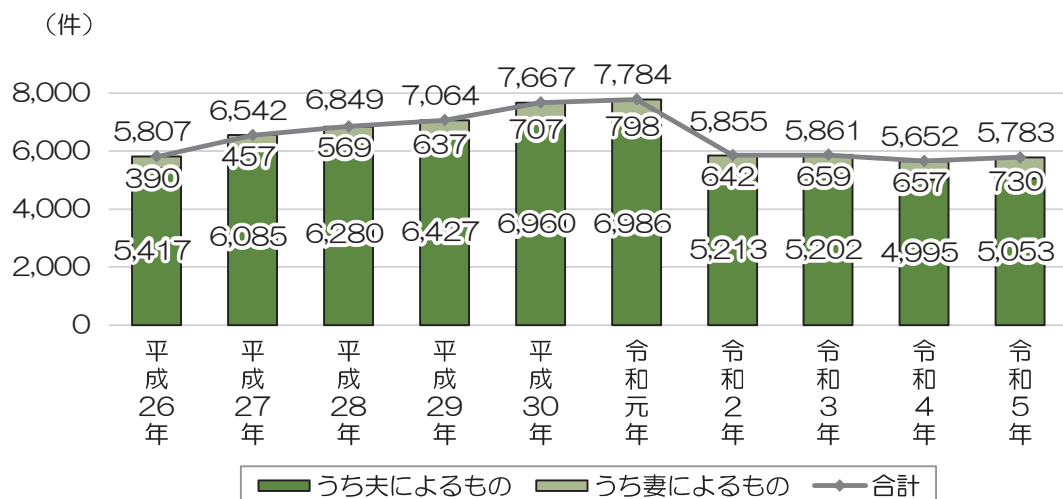


資料：内閣府「令和6年版男女共同参画白書（令和6年6月）」より

備考：各回答は小数点第2位を四捨五入しているため、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計値と「あった（計）」の数値が異なる場合がある。

## (10) 配偶者間における殺人、傷害、暴行事件の検挙件数の推移(全国、平成26年～令和5年)

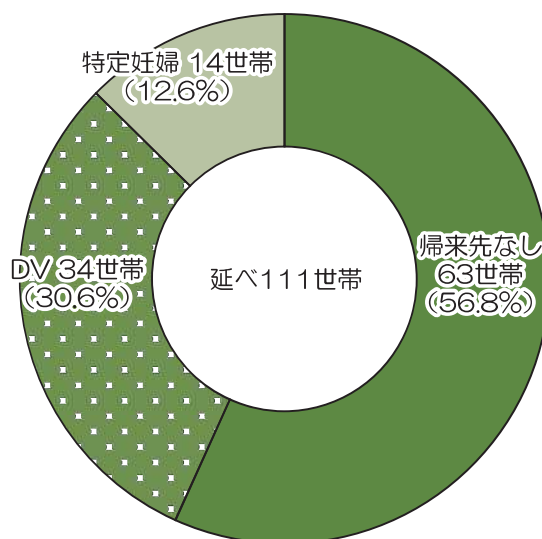
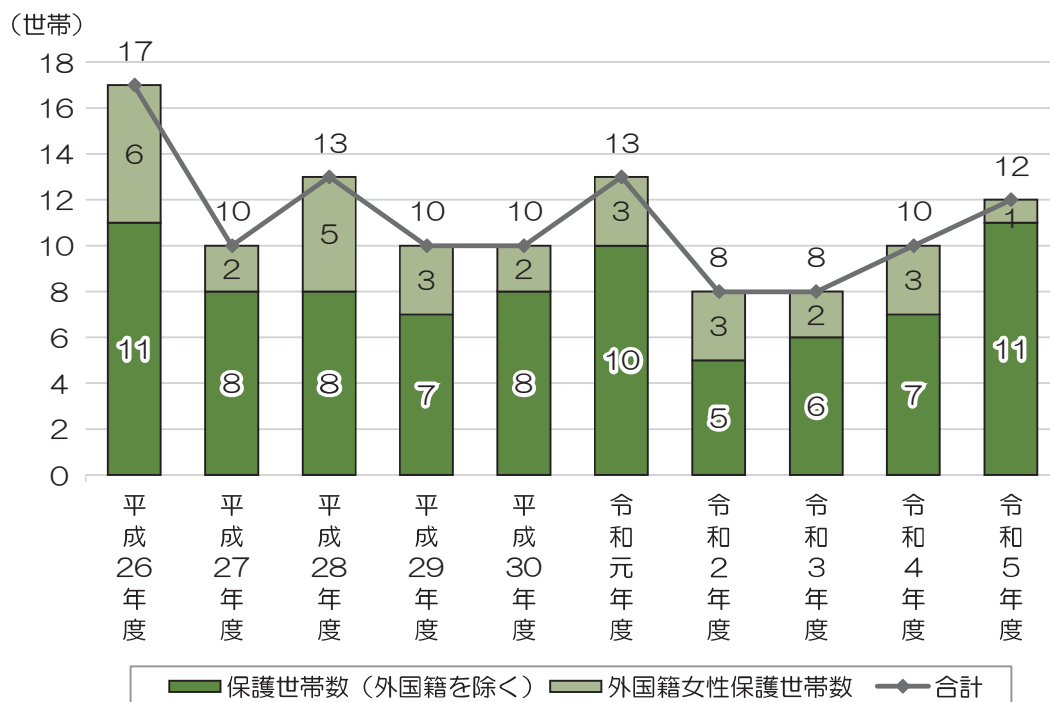
令和5年の配偶者による殺人、傷害、暴行事件の検挙件数5,783件のうち、夫によるものが5,053件、妻によるものが730件となっています。



資料：警察庁ホームページ「年間の犯罪」より

## (11) 母子等緊急一時保護世帯数の推移と保護理由(豊島区、平成26年度～令和5年度)

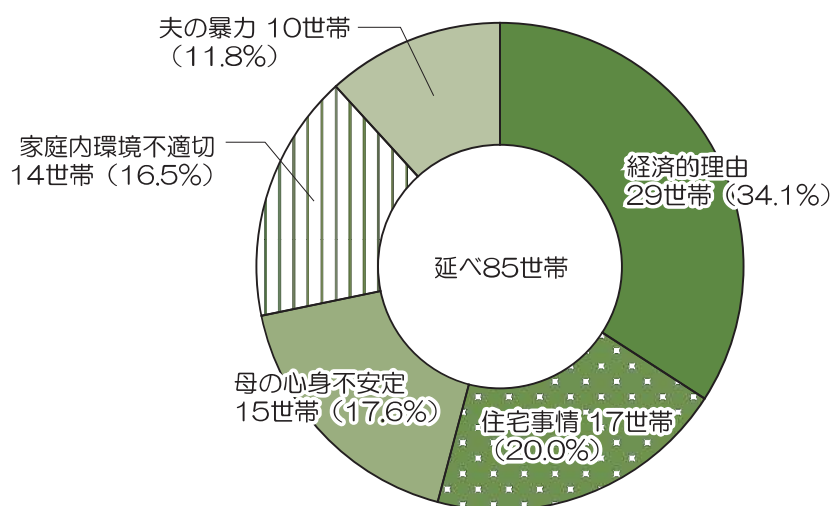
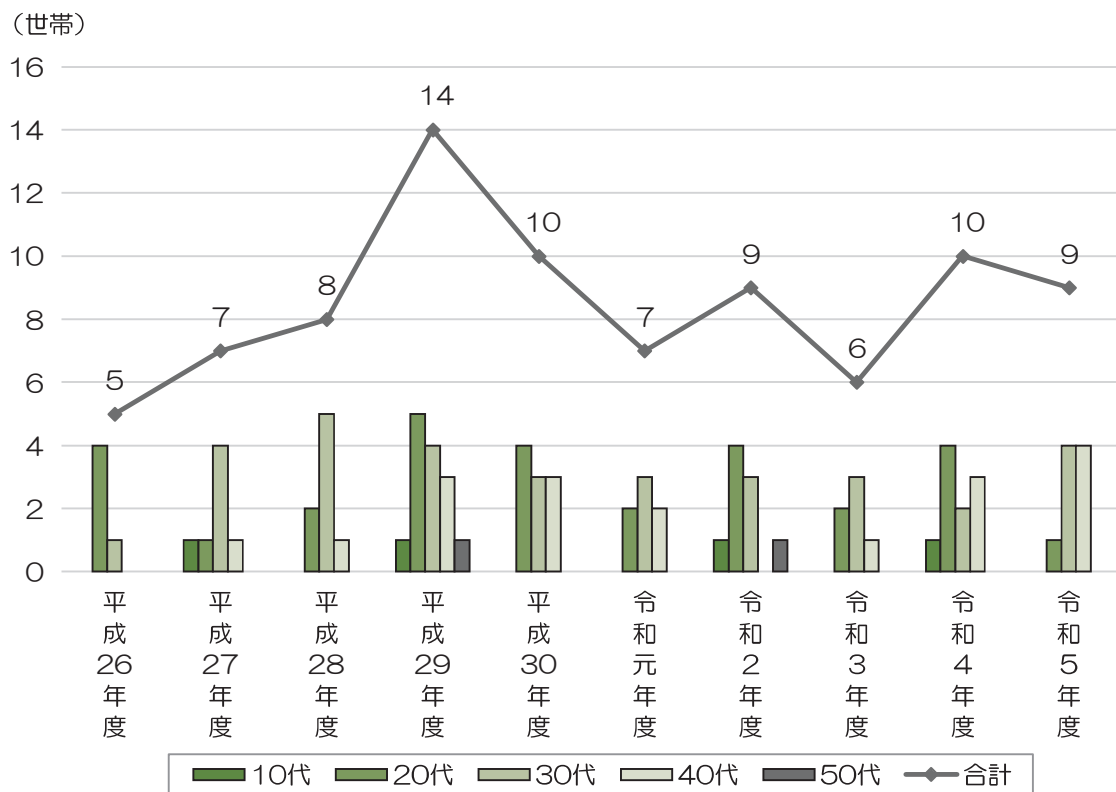
令和5年度の母子等緊急一時保護世帯数は12世帯となっています。また、平成26年度から令和5年度までの保護理由の割合は、「帰来先なし」が56.8%、「DV」が30.6%、「特定妊婦（特に支援が必要な妊婦）」が12.6%となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

## (12) 母子生活支援施設新規入所世帯数の推移と入所理由(豊島区、平成26年度～令和5年度)

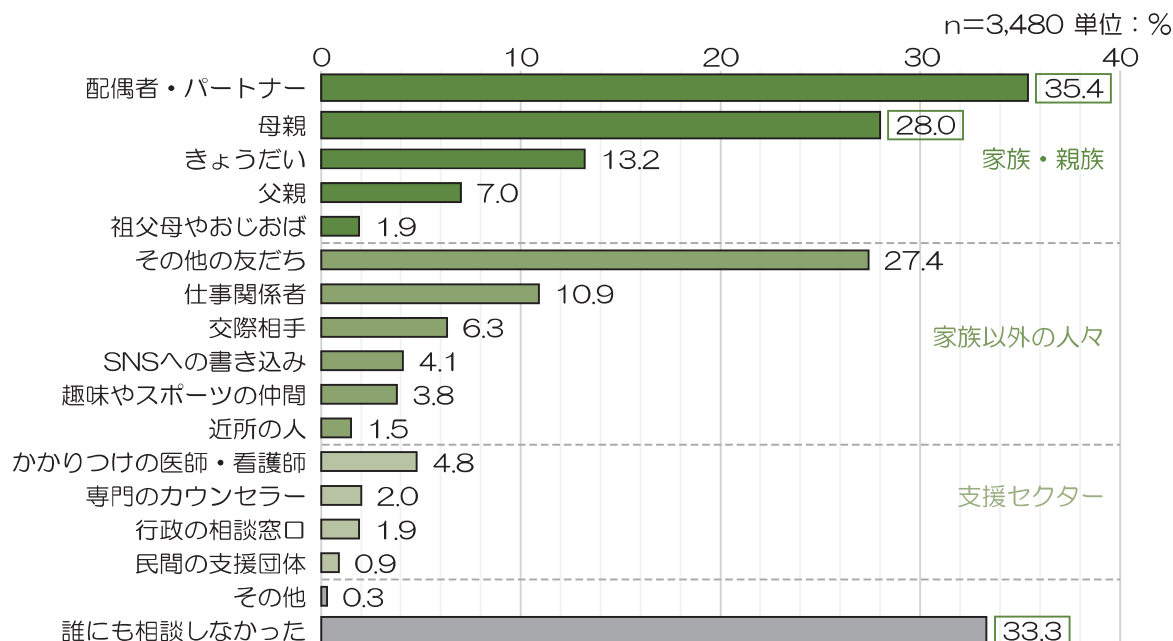
20代と30代の新規入所世帯数はほぼ同数となっています。また、入所理由は、「経済的理由」が34.1%、「住宅事情」が20.0%、「母の心身不安定」が17.6%となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

### (13) 過去1年間に悩みを相談した先(特別区、令和5年)

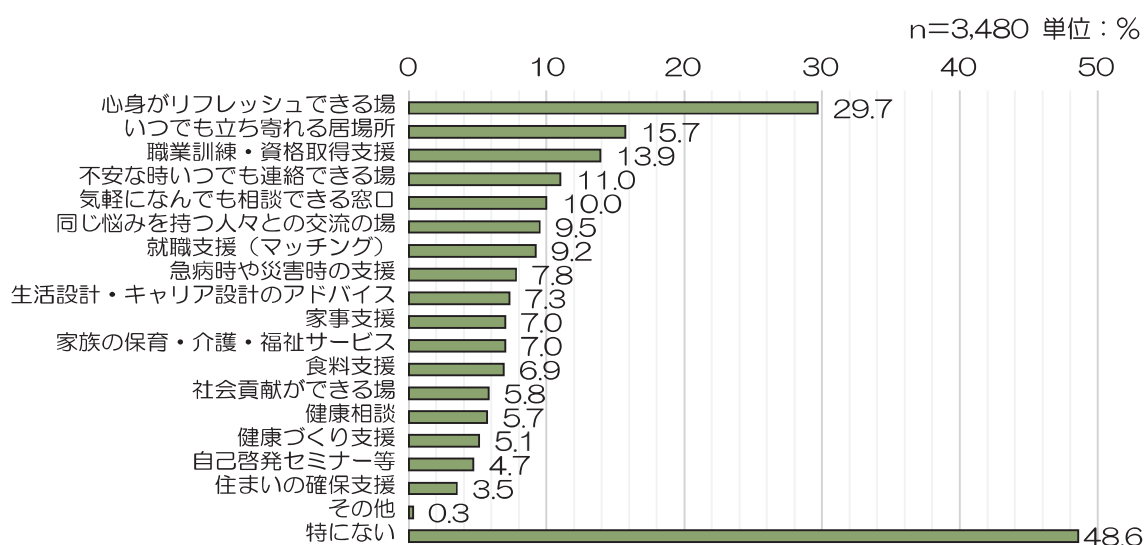
「配偶者・パートナー」が35.4%、「母親」が28.0%、「誰にも相談しなかった」が33.3%となっています。



資料：特別区長会調査研究機構「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」  
(令和6年3月)より(対象：特別区に居住する18～44歳の女性(学生を除く))

### (14) 悩みを抱えた際などに利用してみたいサービスや場所(特別区、令和5年)

「特にない」が48.6%、「心身がリフレッシュできる場」が29.7%、「いつでも立ち寄れる居場所」が15.7%となっています。



資料：特別区長会調査研究機構「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」  
(令和6年3月)より(対象：特別区に居住する18～44歳の女性(学生を除く))

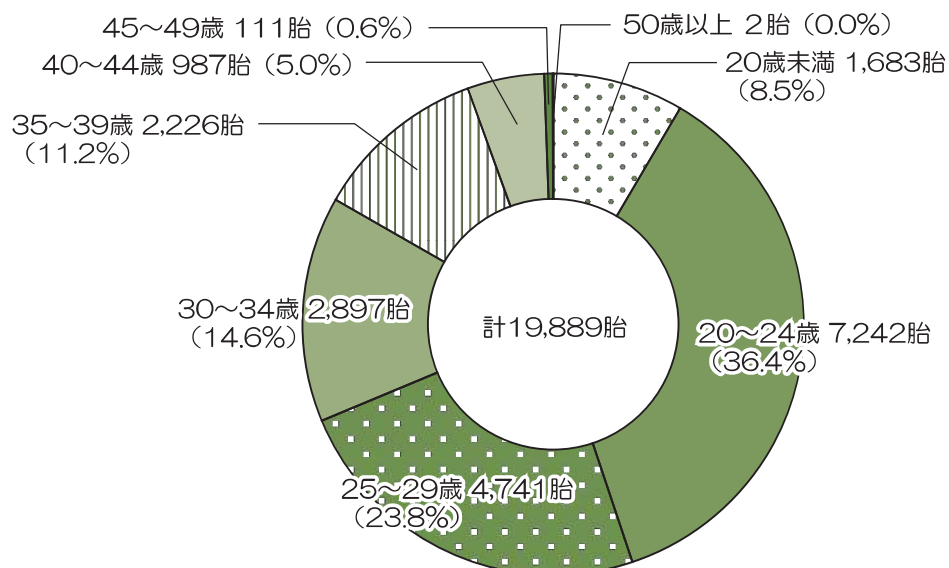
### (15) 人工妊娠中絶総数 年代別割合(豊島区、令和元年度～5年度)

豊島区における令和5年度の人工妊娠中絶件数は、全体で4,330件であり、20～24歳が最も多い1,392件となっています。20歳未満については、391件であり、令和元年度～5年度における豊島区の人工妊娠中絶総数において、全体の8.5%を占めています。

(単位：胎)

|       | 20歳未満 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50歳以上 | 計     |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 令和元年度 | 384   | 1,786  | 1,036  | 605    | 503    | 196    | 17     | 0     | 4,527 |
| 令和2年度 | 332   | 1,619  | 935    | 546    | 427    | 216    | 17     | 0     | 4,092 |
| 令和3年度 | 195   | 1,002  | 668    | 412    | 317    | 123    | 20     | 2     | 2,739 |
| 令和4年度 | 381   | 1,443  | 1,014  | 646    | 460    | 228    | 29     | 0     | 4,201 |
| 令和5年度 | 391   | 1,392  | 1,088  | 688    | 519    | 224    | 28     | 0     | 4,330 |

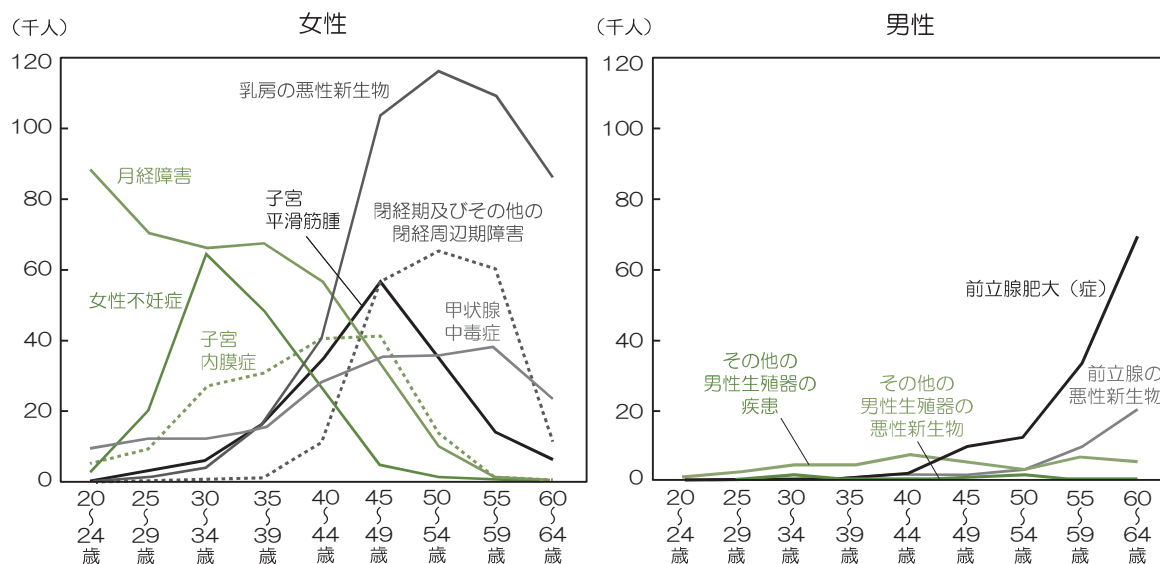
(注) 母体保護法第25条に基づいて、豊島区内の医師より届出のあったものを集計。



資料：豊島区の保健衛生（令和6年9月）より

## (16) 女性特有・男性特有の病気の総患者数(全国、令和2年)

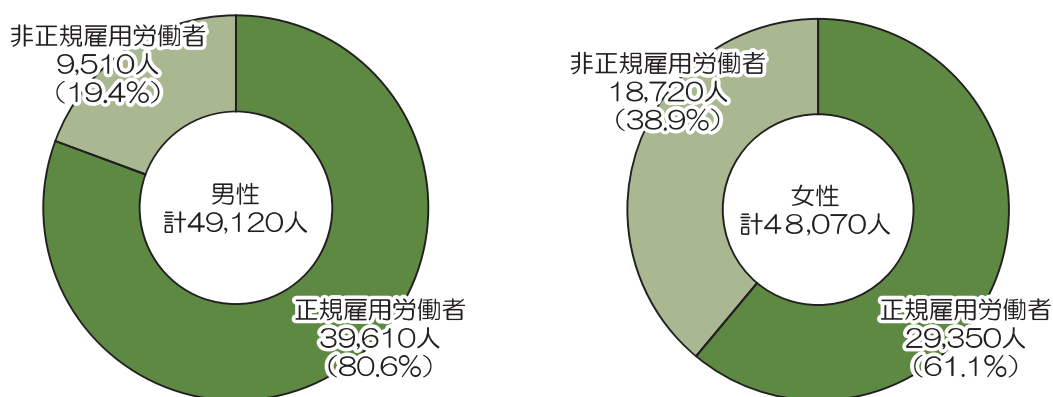
男性特有の病気は、50代以降で多くなる傾向にあります。女性特有の病気である月経障害や女性不妊症は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや閉経期及びその他の閉経周辺期障害（いわゆる更年期障害）、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代に多くなっています。



資料：内閣府「令和6年版男女共同参画白書（令和6年6月）」より

## (17) 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の状況(豊島区、令和2年)

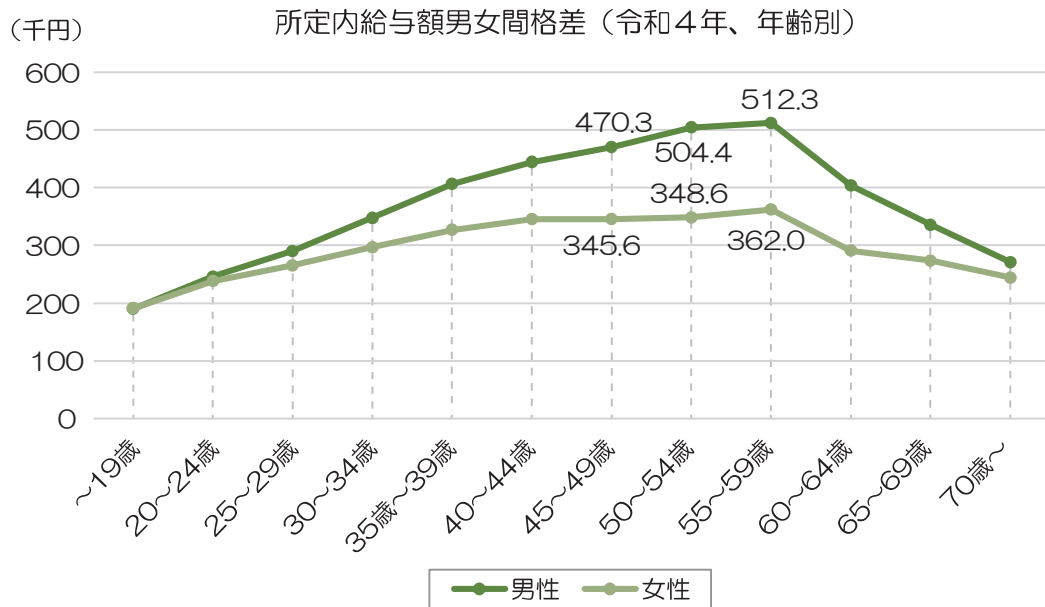
男性の正規雇用労働者の割合は80.6%、非正規雇用労働者は19.4%に対し、女性の正規雇用労働者は61.1%、非正規雇用労働者は38.9%となっています。



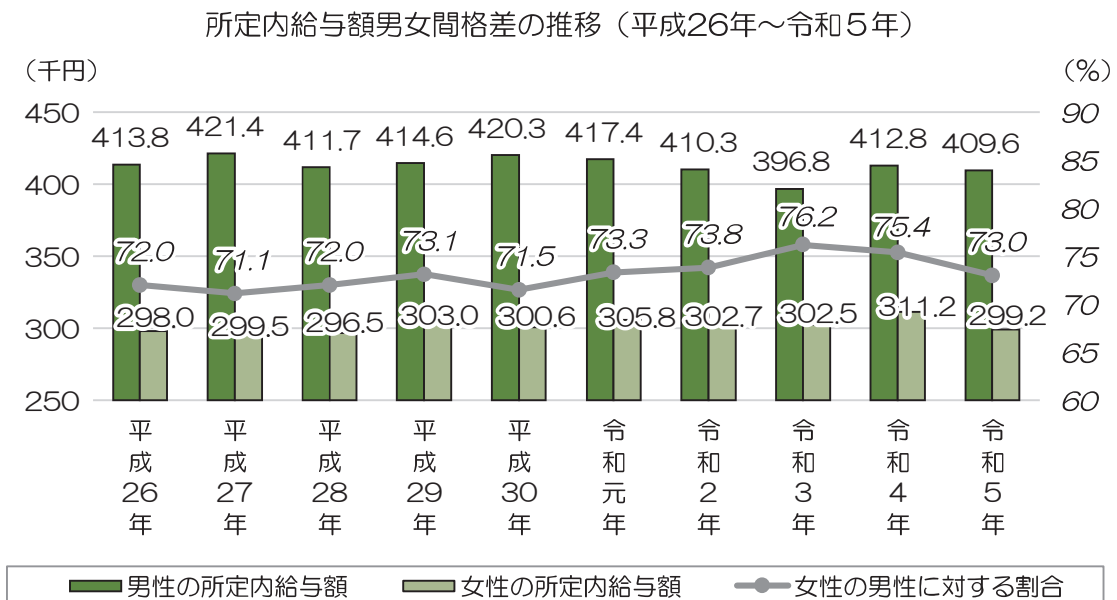
資料：令和2年国勢調査より

## (18) 所定内給与額男女間格差(東京都)

令和4年の所定内給与額男女間格差は「50歳～54歳」が最も大きく、次いで「55歳～59歳」が大きくなっています。また、令和5年は、男性の所定内給与額は、409.6千円、女性の所定内給与額は299.2千円、女性の男性に対する割合は、73%となっています。



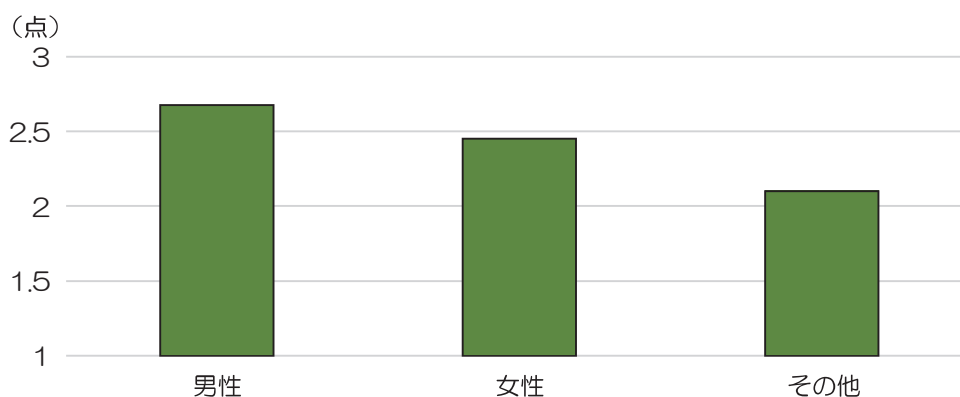
資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

### (19) こども・若者の性別ごとの自己肯定感(全国、令和5年度)

「男性」より「女性」の方が自己肯定感が低くなっています。



資料：こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（令和5年度）」より

備考：自己肯定感は「私は、自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」「今の自分が好きだ」の平均値。実際の調査では、上記3質問に対し、「そう思う（1点）～そう思わない（4点）」で回答を求めているが、ここでは、得点を逆転させ、「そう思わない（1点）～そう思う（4点）」で分析を行った。つまり、得点が高いほど、自己肯定感が高いということを意味している。なお、本調査は満13歳から満29歳までの男女を調査対象としている。

## 2 関係機関・民間団体への調査結果

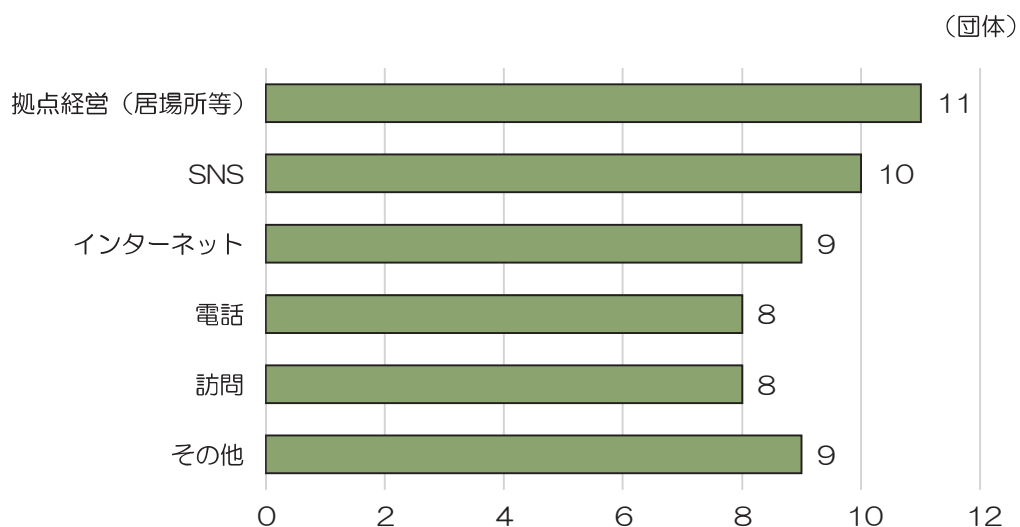
困難な問題を抱える女性への支援に関する現状や課題把握のため、令和6年7月～8月に関係機関（※）12団体、民間団体（※）20団体に調査を実施しました。

※関係機関…困難な問題を抱える女性支援に関わりのある区以外の公的機関及びこれに類する機関・団体

※民間団体…困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う特定非営利活動（NPO）法人などの民間団体（支援対象の性別等を問わない団体を含む）

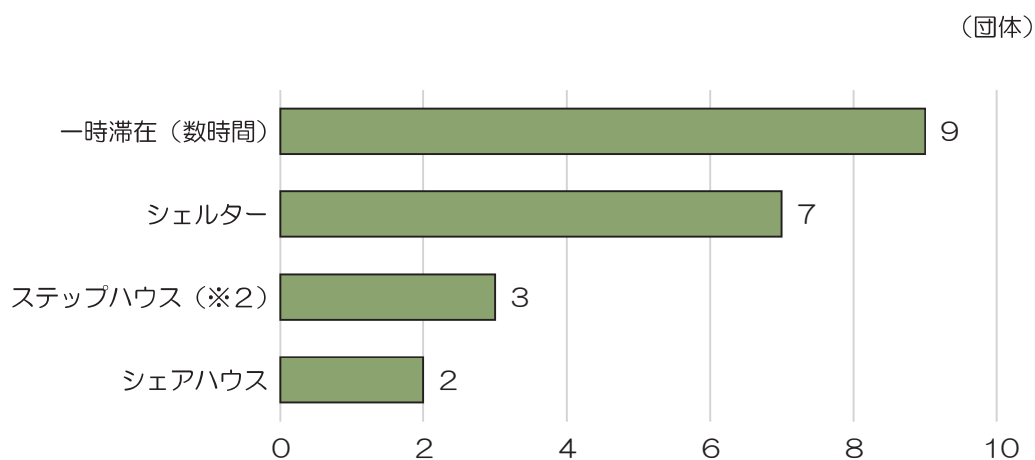
### （1）支援ツール（民間団体）※複数回答可

「拠点経営（居場所等）」が11団体、「SNS」が10団体となっています。「その他」には、メーリングリストや路上アウトリーチ（P48）などが含まれます。



## (2) 居場所運営(民間団体) ※複数回答可

「一時滞在(数時間)」が9団体、「シェルター(※1)」が7団体となっています。

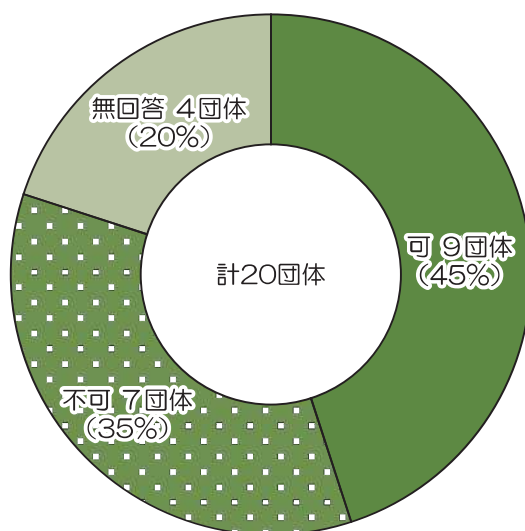


(※1) 緊急一時的に避難できる施設。

(※2) 自立を目指し中長期的な支援や保護を行うための施設。

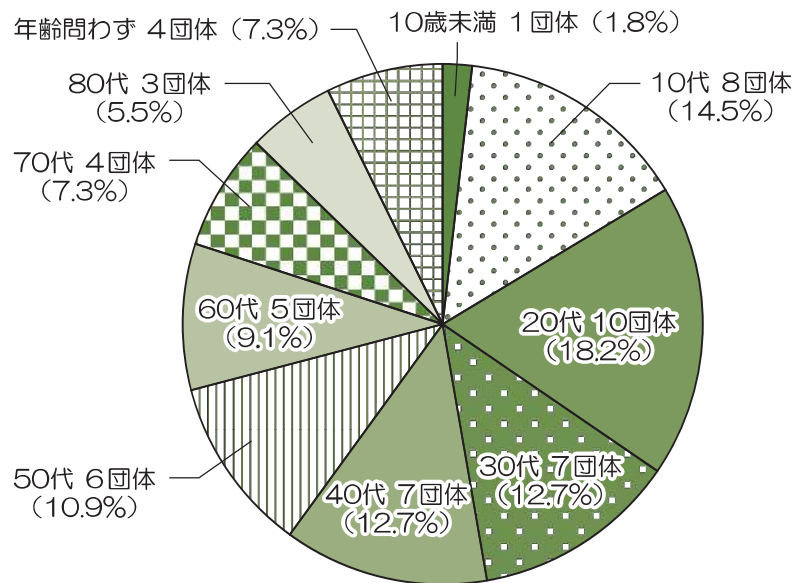
## (3) 外国語対応の可否(民間団体)

「可」が45%、「不可」が35%、「無回答」が20%となっています。「可」と回答した団体のうち、英語で対応可と回答した団体が最も多く、次いで中国語が多くなっています。



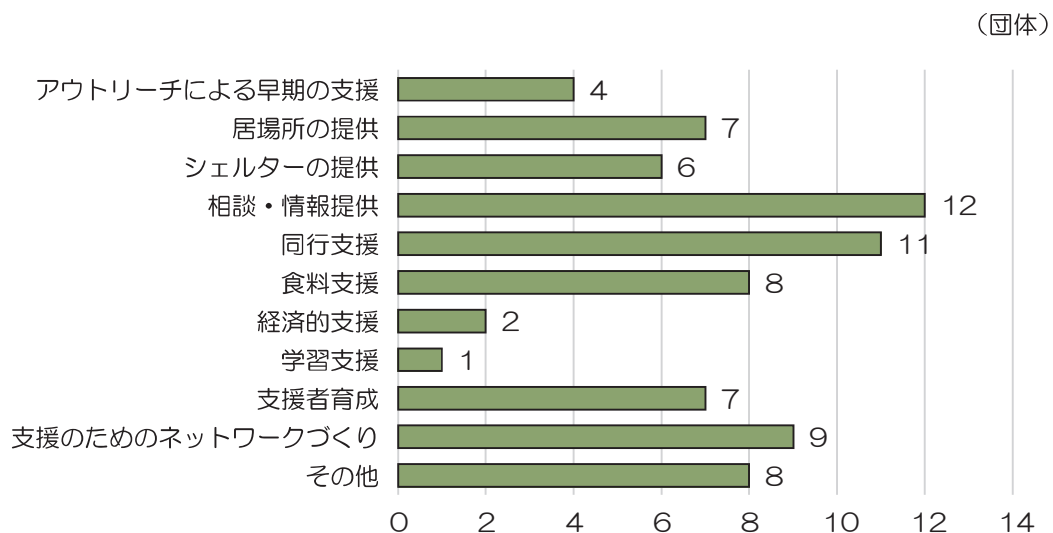
#### (4) 支援対象者の年代(民間団体) ※複数回答可

「20代」が18.2%、「10代」が14.5%、「30代」と「40代」が12.7%となっています。



#### (5) 支援の内容(民間団体) ※複数回答可

「相談・情報提供」が12団体、「同行支援」が11団体となっています。「その他」には40歳以上の単身女性の交流会や就労移行支援などが含まれます。



## (6) 支援の課題

### <支援の内容について>

#### (共通)

- ・外国人支援の際の言語や文化の壁
- ・当事者本人の望む支援と、必要と思われる支援に乖離がある。

#### (関係機関)

- ・支援対象者との信頼関係の構築が困難
- ・当事者本人のSNSを通じた複雑な交友関係
- ・幼少期の虐待等により生活習慣に課題がある若年女性の増加

#### (民間団体)

- ・家庭問題への介入が困難
- ・支援者間のネットワーク形成
- ・多様な性自認・性的指向(P49)の人々が利用できる行政・福祉サービスの制限
- ・複合的な課題を抱えた入所者に対する支援体制の整備が必要

### <施設の運営について>

#### (共通)

- ・件数の増加や内容の複雑化、長期化に対応するために、運営体制の更なる強化が必要
- ・窓口の認知度向上のための周知や広報、自ら声をあげられない支援対象者の早期発見・把握のためのアウトリーチの手法の検討が必要

#### (関係機関)

- ・関係各所の連携不足。匿名相談においても本人同意の上での情報共有が必要
- ・個別対応が必要な方が増加しており、集団生活を基本とする施設支援に限界を感じる。

#### (民間団体)

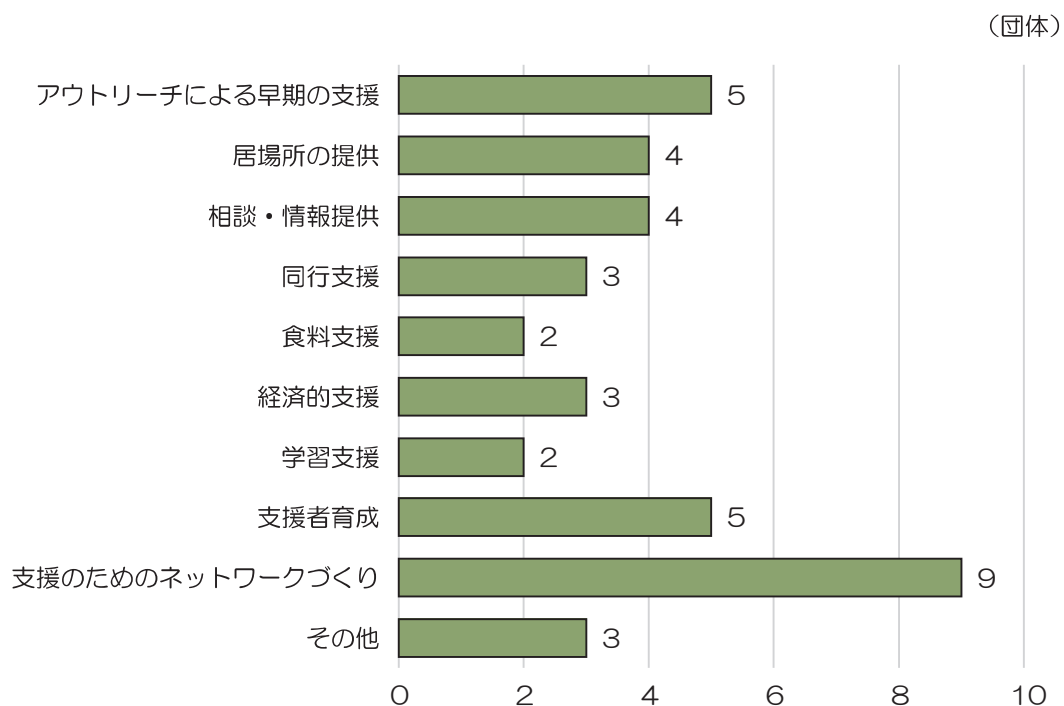
- ・居心地のよい居場所運営が難しい、利用者が定着しない。
- ・シェルター利用期間の長期化。引っ越しが難しい。
- ・支援員の確保と人材育成
- ・資金不足、人件費・運営費の確保
- ・夜間帯対応が難しい。

## (7) 今後取り組みたい支援(関係機関)

- 各種プログラムを活用しながら社会生活スキル向上を図る支援
- 協力医療機関の拡充
- 災害時要援護者への支援
- 若年層など新たなニーズに応える支援
- すずらんスマイルプロジェクトへの協力
- 専門機関、関係機関と連携した支援
- 地域の母子支援
- 通所、訪問事業の地域枠を活用した支援
- 利用者にとって縦割りを感ぜさせない連携した支援

## (8) 今後取り組みたい支援(民間団体) ※複数回答可

「支援のためのネットワークづくり」が9団体、「アウトリーチによる早期の支援」と「支援者育成」が5団体となっています。「その他」には、支援者間の連携促進、地域住民への働きかけや、外国人支援などが含まれます。



## (9) 豊島区と連携する際の要望・意見

### (共通)

- ・区職員との定期的な意見交換・情報交換の場を設けてほしい。
- ・区の相談窓口・女性支援の取組の周知、窓口の明確化

### (関係機関)

- ・関係部署のワンストップ支援体制の強化

### (民間団体)

- ・区内事業者や福祉支援者への、多様な性自認・性的指向に関する研修・啓発の実施
- ・区の相談窓口のどこにつないでいいのかわからない。
- ・支援団体と区だけでなく、地域住民や企業、団体を活動に巻き込みたい。
- ・事業所の事業内容や状況を把握するようにしてほしい。そのことを理解した上で、上から目線ではなく、伴走するような視点で協力してほしい。
- ・深刻な資金不足があるため、民間の支援を後押しする枠組みを充実してほしい。

## (10) 連携の課題

### <関係機関との連携について>

#### (関係機関)

- ・各機関の役割理解が乏しい。

#### (民間団体)

- ・つなぎ先が多く、労力がかかる。

### <民間団体との連携について>

#### (関係機関)

- ・専門分野は専門職につなげる等の役割分担
- ・地域により連携密度に差がある。切れ目ない支援のための連携強化が必要。民間団体においてどのような社会資源や支援が不足しているのか、情報が足りない。

#### (民間団体)

- ・支援者間のコミュニケーションが不足しているため、ネットワーク構築が必要
- ・連携する機会が少ない。

### <共通課題>

#### (共通)

- ・個人情報取り扱いに関する共通認識
- ・支援対象者に関する知識、理解不足
- ・連携する際の情報共有が不十分
- ・連携の継続性が乏しい。

## (11) 豊島区に取り組んでもらいたいこと

(共通)

- 意見交換会や勉強会等の開催
- 居場所の整備

(関係機関)

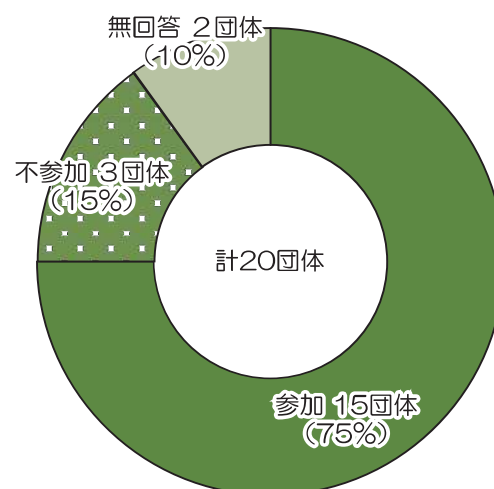
- 各関係機関同士の連携支援
- 基本計画の策定や支援調整会議の設置
- 区民や他支援関係機関を対象とした講演や業務説明を行う機会の提供
- 施設見学に来てほしい。
- 女性相談支援センター主催の研修への積極的な参加
- 住まい、就労、メンタルヘルス、身体的健康、居場所の相談、社会資源の充実
- 窓口の周知

(民間団体)

- 継続的な支援
- 災害時に備え、避難所運営スタッフや支援者に向けた啓発
- 就労、食糧、居住支援
- 小中学校における、性的バウンダリー（境界線）や性的同意などを含む包括的性教育（P49）の実施
- 他自治体を含めた行政同士の連携
- 幅広い年齢・特性の困難女性支援

## (12) 豊島区主催の研修や女性支援に関する意見交換の場への参加希望(民間団体)

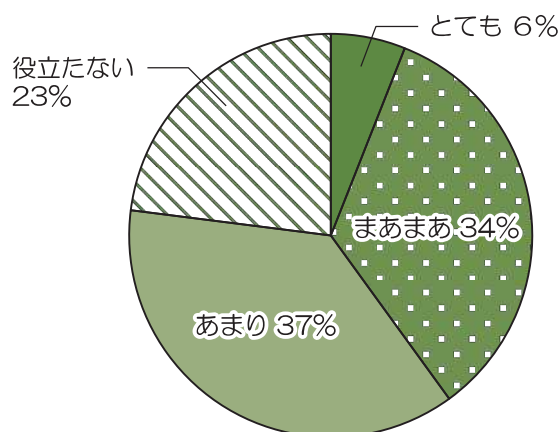
「参加」が75%、「不参加」が15%、「無回答」が10%となっています。



## (参考データ) 民間団体実施調査より抜粋

### ①自分は社会に何か役に立つことができますか

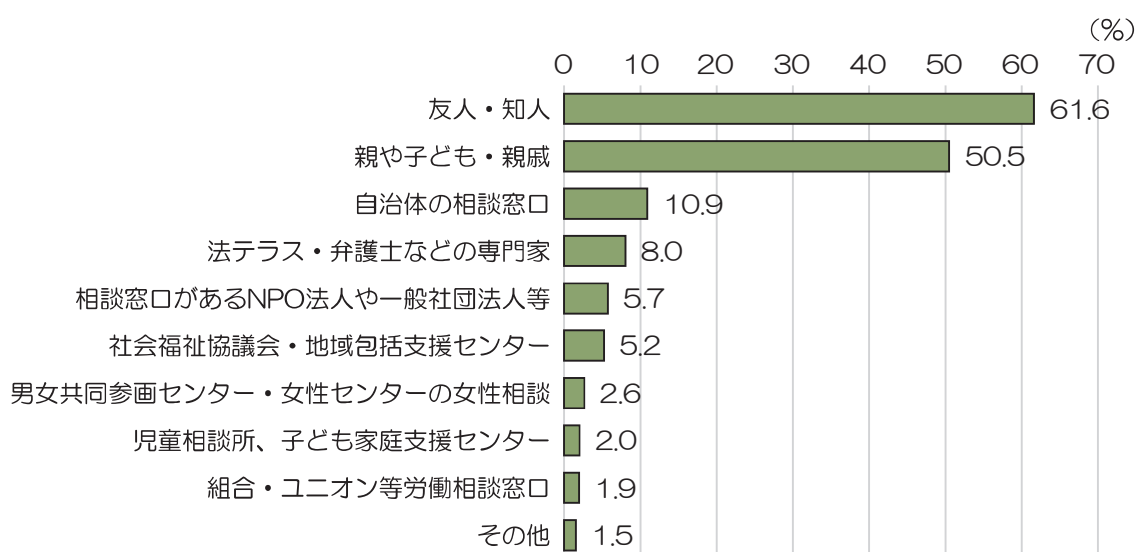
「わたカフェ」利用者（15歳～24歳）にアンケートを実施した結果、自分が社会の役に立たないと考えている利用者が多く、「あまり」「役立たない」を合計すると60%になっています。



資料：公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン国内支援事業グループ（「わたカフェ」運営担当）「女の子と若年女性にとっての居場所～「わたカフェ」の現場での気づきから～」（令和6年4月）より

### ②困った時の相談先

中高年シングル女性を対象に調査を実施した結果、身近な人への相談が大半となっており、自治体や男女共同参画センターへの相談が極めて少なくなっています。



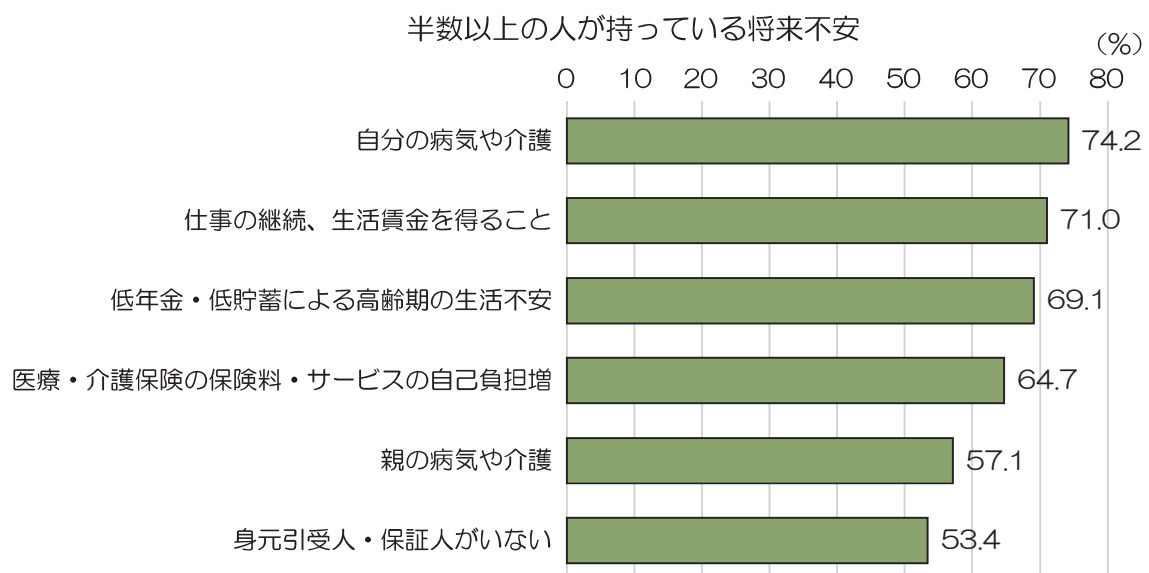
資料：わくわくシニアシングلز「第二回中高年シングル女性の生活状況実態調査（令和4年）」より（対象：同居している配偶者やパートナーがいない単身女性で、40歳以上のシングルで暮らす女性。独身、離婚、死別、非婚/未婚の母、夫等と別居中の方で子ども・親・祖父母・兄弟姉妹等と同居している方、子ども等の扶養に入っている場合も含む。）

### ③当事者が抱く将来の不安

中高年シングル女性を対象に調査を実施した結果、病気・介護、仕事の継続、年金、社会保険料負担、保証人など、不安は多岐にわたっています。

n=2,345 複数回答

| 当事者が抱く将来の不安                       | 度数    | %     |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 自分の病気や介護が必要になった場合に、制度を利用できるのか     | 1,740 | 74.2% |
| 仕事の継続、生活できる賃金を得ること                | 1,665 | 71.0% |
| 低年金と十分な貯蓄ができないことによる高齢期の生活不安       | 1,620 | 69.1% |
| 医療・介護保険の保険料・サービスの自己負担増            | 1,517 | 64.7% |
| 親の病気や介護が必要になった時の対処                | 1,338 | 57.1% |
| 身元引受人・保証人がいない場合、入院や介護施設入所が難しくなること | 1,252 | 53.4% |
| 相談相手や頼れる人が少なくなり、孤立してしまう           | 1,011 | 43.1% |
| 公営住宅応募対象外・民間住宅の高家賃などによる高齢期の住宅の不安  | 836   | 35.7% |
| 子どもの自立の問題                         | 353   | 15.1% |
| 自身の奨学金や子どもの教育費等の借金の返済のこと          | 270   | 11.5% |
| その他                               | 137   | 5.8%  |
| 無回答                               | 26    | 1.1%  |



資料：わくわくシニアシングلز「第二回中高年シングル女性の生活状況実態調査（令和4年）」より  
（対象：同居している配偶者やパートナーがいない単身女性で、40歳以上のシングルで暮らす女性。独身、離婚、死別、非婚/未婚の母、夫等と別居中の方で子ども・親・祖父母・兄弟姉妹等と同居している方、子ども等の扶養に入っている場合も含む。）